



議案第一二号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は  
処分に関する条例の制定について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条  
例を別紙のとおり制定する。

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

## 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(この条例の趣旨)

第一条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格一〇、〇〇〇千円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第三条 地方自治法第九十六条第一項第七号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格七、〇〇〇千円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 町契約条例並びに町有財産及び营造物に関する条例は、廃止する。